

市報第12号

平成24年度横浜市一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告

平成24年度横浜市一般会計補正予算（第5号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成24年11月21日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成24年11月29日提出

横浜市長 林 文子

平成24年度横浜市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度横浜市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,413,388,491千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		1,561,608 ^{千円}	18,067 ^{千円}	1,579,675 ^{千円}
	1 繰越金	1,561,608	18,067	1,579,675
歳入合計		1,413,370,424	18,067	1,413,388,491

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		75,813,003 ^{千円}	18,067 ^{千円}	75,831,070 ^{千円}
	8 選挙費	1,765,461	18,067	1,783,528
歳出合計		1,413,370,424	18,067	1,413,388,491

一般会計補正予算（第5号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分 金 額 千円	
21 繰 越 金	1,561,608	18,067	1,579,675			千円
1 繰 越 金	1,561,608	18,067	1,579,675			
1 繰 越 金	1,561,608	18,067	1,579,675	(1)前年度繰越金	18,067	
歳 入 合 計	1,413,370,424	18,067	1,413,388,491			

2 歳 出

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源				節 分 額 千円	説 明
				特 定 財 源 千円	市 債 千円	財 源 千円	其 他 千円		
2 総 務 費	75,813,003	18,067	75,831,070	—	—	—	18,067		
8 選 挙 費	1,765,461	18,067	1,783,528	—	—	—	18,067		
3 市 会 議 員 選 挙 費	—	18,067	18,067	—	—	—	18,067	(市議会議員西区選挙区補欠選挙執行に伴う補正)	
								1 報 酬 82	
								3 職 員 手 当 等 3,074	
								(7)超過勤務手当 3,074	
								7 賃 金 341	
								8 報 償 費 568	
								9 旅 費 93	
								(2)普通旅費 93	
								11需 用 費 3,276	
								(1)消 耗 品 費 1,032	
								(3)食 糧 費 24	
								(4)印 刷 製 本 費 2,220	
								12役 務 費 1,498	
								13委 託 料 2,344	
								14賃 借 金 及 び 料 料 助 金 138	
								19及 担 び 補 付 金 6,653	

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源				節 分		説 明
				特 定 財 債 千円	其 他 千円	一 般 財 源 千円	区	金 額 千円		
歳 出 合 計	1,413,370,424	18,067	1,413,388,491	—	—	18,067				千円

補正予算給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数	給 与 費						合 計	備 考	
			報酬	給料	地域手当	職員手当	退職手当	計			共済費
補正額の	その他	20,317人	千円 13,240,254	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 13,240,254	千円 1,451,550	千円 14,691,804	
補正額	その他	7	82	-	-	-	-	82	-	82	
合計	その他	20,324	13,240,336	-	-	-	-	13,240,336	1,451,550	14,691,886	

2 一 般 職

区分	職員数	給 与				費 計	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	(1,319) 19,548人	千円 -	千円 82,894,400	千円 77,777,707	千円 160,672,107	千円 30,139,050	千円 190,811,157	
補正額	(1,319) 19,548	-	-	3,074	3,074	-	3,074	
合計	(1,319) 19,548	-	82,894,400	77,780,781	160,675,181	30,139,050	190,814,231	

○（ ）内は短時間勤務職員数で外数である。

職員手当 補正額の内訳	区分	超過勤務手当
		補正前の額
	補正額	3,074
	合計	7,173,281

参 考

地 方 自 治 法 (抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。